

平成 29 年度

東浦町行政評価外部評価
実施結果に対する町の方針

平成 30 年 3 月

東 浦 町

目 次

1	本報告書について	1
2	外部評価実施結果に対する町の方針について	1
3	外部評価対象事業	
(1)	遺児手当給付事業	2
(2)	コンパクトなまちづくり事業	5
(3)	企画展開催事業（郷土資料館事業）	8
(4)	プレーパーク運営事業	10
(5)	給食センター運営事業	12
(6)	アフタースクール運営事業	15
(7)	多文化共生事業	17
(8)	自然環境学習の森運営事業	19

1 本報告書について

本町が実施する事業のうち、住民のみなさんや学識経験者等の客観的な視点での意見、評価が必要であると判断し選定した8事業に対して、平成29年10月18日（水）、19日（木）に東浦町行政評価外部評価を実施しました。

本報告書は、その際のご意見などを取りまとめた「東浦町行政評価外部評価実施結果報告書」を受け、町の方針を掲載しています。

2 外部評価実施結果に対する町の方針について

行政評価外部評価委員からいただいた貴重なご意見に対して、町の考え方及び今後の対応について町の方針を示し、改善できるもの、予算措置が必要なものなどについてはその内容を掲載しました。

今年度外部評価を実施した以下の事業について、次ページより掲載しています。

外部評価対象事業

事業番号	外部評価事業名	担当課
1	遺児手当給付事業	児童課
2	コンパクトなまちづくり事業	都市計画課
3	企画展開催事業（郷土資料館事業）	生涯学習課
4	プレーパーク運営事業	都市整備課
5	給食センター運営事業	学校給食センター
6	アフタースクール運営事業	学校教育課
7	多文化共生事業	協働推進課
8	自然環境学習の森運営事業	環境課

事業番号	担当課	基本事業の方針	個別事業名
1	児童課	経済的支援の拡充	遺児手当給付事業

	1. 外部評価委員の意見	2. 委員の意見に対する町の考え及びその理由	3. 今後の具体的な取組及び実施年度
1	平成29年度から支給額と支給期間を変更したとあるが、支給方法についても見直すべきではないだろうか。4ヶ月という長いスパンでお金を均等に使うことは困難に思える。家庭ごとに事情も異なるため、さらに小分けにした支給方法を取り入れるなど選択肢を増やすとより良い。	国では受給者の家計管理を配慮し、児童扶養手当の支給方法を2か月に1回とする考えが出てきていることから、今後検討が必要であると考え。アンケート調査等により受給者の意見を聞きだし、事務の負担増、支払いにかかる手数料についても考慮したうえで検討しなければならないと考える。	受給者に対して、アンケート調査を実施することによって意見を聞きだし、支給側の負担も考慮したうえで支給方法について検討をする。（平成30年度～）
2	支給期間は連続した5年間でなければならないのだろうか。	手当を支給している5年の間に経済的な自立をしてもらうという意図で連続した5年間の支給としているため、支給期間の変更は考えていない。	—
3	子どもがある程度成長した頃に認定申請を受けようと考えている人がいたと仮定し、遺児手当の制度が変わってしまった場合の保証はあるのだろうか。	平成29年度の制度改正について、制度改正以前より手当を受給している者に対しては経過措置を設けた。基本的には認定申請時の制度内容に基づき手当を支給する考えである。	—
4	単純な「経済的支援」からひとり親家庭等への「自立支援」に方向転換していくとのことであるが、女性受給者が多いとのことであり、本手当給付事業だけではなく、子育て支援等も含めた総合的な支援策として、町が一元的に提供すべき。	ひとり親家庭等の各種事業については、手当受給者や手当相談者に対してチラシや広報、ホームページを利用し周知を図っているが、総合的な支援策としての周知をするため、ホームページ等を工夫して住民のみなさんへより分かりやすく、伝わりやすい形で情報提供できるよう改善する。	総合的な支援策としての周知をするため、ホームページ等を工夫して、より分かりやすく、伝わりやすい形で情報提供できるよう改善する。（平成30年度～）
5	最長60月（5年）の支給期間を設定し、着実に自立に向けた支援を行うため、事業の指標評価としては「働いていない遺児手当の“継続的な”受給者数」を指標として、様々な理由で長期間仕事に就けない方に配慮し、重点的に支援する等の工夫も必要ではないか。	現在設定している指標「働いていない遺児手当受給者数（人）（毎年11月現在）」のみでは、手当を継続して受給した効果が見えにくいため、「働いていない遺児手当受給者数（人）（毎年11月現在で、1年以上手当受給者のみ）」の指標を追加し、事業の分析を行う。	「働いていない遺児手当受給者数（人）（毎年11月現在で、1年以上手当受給者のみ）」の指標を追加し、事業の分析を行う。（平成30年度～）

事業番号	担当課	基本事業の方針	個別事業名
1	児童課	経済的支援の拡充	遺児手当給付事業

	1. 外部評価委員の意見	2. 委員の意見に対する町の考え方及びその理由	3. 今後の具体的な取組及び実施年度
6	就労自立支援において、社会や企業がもとめる資格も変化しており、過去インセンティブがあった資格も現在効果が小さくなっているものもあり、自立支援が前提であれば、より就労機会が増える様な資格取得に対しての支援の重みづけの様なことをしてはどうかと考える。	特定の講座の受講に対して、給付額の重みづけを行うことは考えていない。ひとり親世帯の多くは就労しているのに所得が低い「ワーキングプア」の世帯が多いため、より良い条件で就労ができるよう、資格取得の支援をするともに、ハローワークや県母子自立支援員との就労相談へのつながりを徹底していく必要があると考える。	今後も、資格取得の支援をするとともに、ハローワークや県母子自立支援員との就労相談へのつながりを徹底していく。
7	「離婚等の後の変動期に集中して支援を行う」とあるので一時金が支給されるかと思ったが、そうではない制度のようである。「集中して」の受けとめかたで誤解されるといけないので、「離婚等の後の変動期以降の一定期間に支援を行う」としてはどうか。	住民の皆さんへわかりやすい表現に、今回の行政評価にて表現を修正する。	次回の行政評価を、より分かりやすい表現に修正する。(平成30年度～)
8	給付金の目的通りの使途となっているかは、増額したことも含めフォローが必要と考えられ、支給の方法も目的の使途において活用されるか確認をした方が良く考える。	手当を適切に支給するためにも、現況届の面談時に聞き取り調査等を実施し、手当の使途について確認を行う。	現況届の面談時に聞き取り調査等を実施し、手当の使途について確認を行う。(平成30年度～)
9	月5,000円への増額について、この金額の妥当性について知りたい。	児童扶養手当や愛知県遺児手当の支給額を考慮した上で、ひとり親家庭に多い条件を想定して他のひとり親家庭支援施策と合わせてシミュレーションした結果、月額5,000円の支給が妥当だと考えている。他市町の状況を調べると、月額2,000～3,000円程度の支給が多いことから本町の制度については手厚い支援になっていると言える。	—

事業番号	担当課	基本事業の方針	個別事業名
1	児童課	経済的支援の拡充	遺児手当給付事業

	1. 外部評価委員の意見	2. 委員の意見に対する町の考え方及びその理由	3. 今後の具体的な取組及び実施年度
10	遺児手当受給者に対するアンケートにおいて、養育費を受け取っていないため家計が苦しいという回答をしている方が多い。18.5%が養育費がもらえていない。養育費の取り決めをしていないという人が半分近くいる。受け取り状況を見ると25.9%は取り決めたにも関わらず養育費を受け取れていない。離婚してからの支援も大事だが、離婚前に法律的な支援（養育費の取り決めなど）や、離婚後に養育費を受け取れていないことに対する法律的なサポートが必要なのではないか。弁護士への相談機会を作ったり、弁護士費用の助成等が有効なのではないか。	アンケート調査の結果から、事前に養育費や面会交流についての取り決めをしないまま離婚してしまうというケースが多いことが明らかになったことから、ホームページに「子どものため離婚前に考えておきたいこと」を掲載し、周知を行っている。また、離婚前に、養育費についての相談があった際は「養育費相談センター」の無料相談や、住民課にて実施している法律相談の利用を提案している。今後は、ひとり親特有の悩みや問題の解決につながるような講演会の実施を考えている。	養育費などひとり親特有の問題をテーマとした講演会を、ひとり親または今後ひとり親になることを考えている人を対象として実施する。（平成30年度～）
11	事業の名称が「遺児手当給付事業」となっているが、実際には遺児の方は少数派でほとんどは離婚された方。歴史的な経緯があることは分かるが、遺児でないと受けられないと取られる可能性もあるので、名称を変更した方が良いのではないか。	制度の見直しを行った際に検討したが、現在の所、受給者に名称が知れ渡っていることや、変更による混乱を避けるため、変更の考えはない。	—

事業番号	担当課	基本事業の方針	個別事業名
2	都市計画課	都市環境の整備	コンパクトなまちづくり事業

	1. 外部評価委員の意見	2. 委員の意見に対する町の考え及びその理由	3. 今後の具体的な取組及び実施年度
1	税金を費やしてまでコンパクトシティを実現する必要はない、駅周辺に住んでいる町民だけが負担すればよいと考える人もいるため、共通認識を高める必要性があるように思える。	「コンパクトなまちづくり計画」に位置づけられた整備計画を具体化するため、各地区の基本構想策定の実施計画時の予算を担保するとともに、住民の皆さんと一緒に考えていくための検討会を継続する。	具体的な取組については、これから検討していく。実施年度についても今後の具体的な取り組みのメニューが決定してからになる。（平成30年度～）
2	車道の拡大や駐車場の確保が整備メニューに含まれているが、道路が狭く交通量の少ないというのも徒歩を前提とすれば有利に働くため、コンパクトシティの本来の目的に沿っているか再度確認すべきではないだろうか。	利便性や安全性を考えたメニューであり、歩いて暮らせ、魅力のあるまちづくりの考え方と両立して考えていくものと考え。次回の行政評価をより分かりやすい表現に修正する。	具体的な取組については、これから検討していく。実施年度についても今後の具体的な取り組みのメニューが決定してからになる。（平成30年度～）
3	構成するメンバーがコンパクトシティを享受しやすい高齢者ばかりになっているなど、世代や性別に偏りはないだろうか。	現在構成している東浦駅周辺整備方針検討会のメンバーは高齢者ばかりではなく、女性もメンバーに入っており、偏りはないと考えている。	—
4	東浦町内で補えない部分はどうか、近隣市町とのコンパクトシティに関連する取り組みの詳細を資料からは読み取りづらい。	現段階においては、近隣市町とのコンパクトシティに関連する取り組みは考慮していないが、意見のとおり、今後広域的な考慮を行っていく必要があると考える。	具体的な取組については、これから検討していく。実施年度についても今後の具体的な取り組みのメニューが決定してからになる。（平成30年度～）
5	「コンパクトなまちづくり」の考え方は良いが、現計画素案内容では、対象地域外の町民の一人として、敢えて東浦駅周辺への移住を考えるには魅力が乏しい印象である。	コンパクトは難しくても、無秩序な拡大を回避する。離れている集落でもインターフェースの改善により、持続可能な暮らしの場とすることも必要である。	具体的な取組については、これから検討していく。実施年度についても今後の具体的な取り組みのメニューが決定してからになる。（平成30年度～）

事業番号	担当課	基本事業の方針	個別事業名
2	都市計画課	都市環境の整備	コンパクトなまちづくり事業

	1. 外部評価委員の意見	2. 委員の意見に対する町の考え及びその理由	3. 今後の具体的な取組及び実施年度
6	高齢化社会を迎えてのまちづくりでは、コンパクトにまとめたエリア内だけでなく、周辺地域も含めたモビリティ対策と合わせて総合的に計画検討すべき。	意見のとおり、コンパクトと連携した地域公共交通ネットワークの形成を考えていく必要がある。	具体的な取組については、これから検討していく。実施年度についても今後の具体的な取り組みのメニューが決定してからになる。（平成30年度～）
7	全体計画に記載されている5つの各駅を中心とした地域開発に対し、乗降客数をベースに優先度を付けて東浦駅を中心とした検討を進めているとのことであるが、各JR駅地区（特に東側）には洪水・浸水等の防災面での課題もあることから、総合的な視点・優先度で検討を進めるべき。他の地域においても、並行してワークショップ等での検討を進めた上で、都市計画のマスタープラン改訂につなげるべきではないか。	参考意見とする。	—
8	街の賑わいを創り出すという点に関してであるが、富山市のコンパクトシティの事例では、市電等の公共機関を利用して来た人と、自家用車で来た人では、街で過ごす時間が異なるというアンケート結果が出ている。前者の方が街に長く滞在する。理由は自家用車で来ると、駐車場料金がかかるからである。土地がゆったり使えるようであれば、街に安価な広い駐車場があると良いのではないか。	参考意見とする。	—

事業番号	担当課	基本事業の方針	個別事業名
2	都市計画課	都市環境の整備	コンパクトなまちづくり事業

	1. 外部評価委員の意見	2. 委員の意見に対する町の考え方及びその理由	3. 今後の具体的な取組及び実施年度
9	町の事業として行うことを踏まえて、ワーキンググループやサポーター会議メンバーに、コンパクトシティ対象地域およびそれ以外の地域の人を双方を含めることが必要であろうと思われる。	コンパクトシティ対象地域の人、それ以外の地域の人というように、参加人数の限定はできないが、それぞれの参画を促す取組として、それぞれの地域で無作為抽出した住民の皆さんに案内を送付することは出来るが、費用もかかることとなる。地域にこだわらない住民の皆さんに参加意欲を高めることが課題である。	平成30年度以降のワークショップの開催は未定です。
10	現実には車なしでは生活できないまちであることをどう考えるか。歩いて暮らせるというのは本当に実現可能と考えているか。そのような議論をすることなく庁内検討やワークショップを実施しているのではないかという疑問がある。	生活利便施設へのアクセス状況は、高い水準にあるが、コンパクトなまちづくりの質を高めるためには、バスの運行ルート変更などの利便性向上が課題であることを、町全体の課題としている。	具体的な考え方については、これから検討していく。実施年度についても今後の具体的な取り組みのメニューが決定してからになる。（平成30年度～）
11	東浦町における駅そば生活圏は町域の一部であり、駅そば生活圏外の将来計画とセットで議論しないと意味がない。コンパクト＋ネットワークは確かに「国土のグランドデザイン2050」の方向性であるが、議論がコンパクト化の方に偏っており、ネットワークの方法（交通や拠点形成など）に関する検討が不足している。	行政バスにバスロケーションシステムを導入し、利用者の利便性の向上を図ったが、カバーされていない地区への公共交通のアクセス確保を図ることが課題である。	具体的な取組については、これから検討していく。実施年度についても今後の具体的な取り組みのメニューが決定してからになる。（平成30年度～）
12	関連する各種計画を精査し、その相互関係をふまえて議論してほしい。具体的には住生活基本計画や空家等対策計画、公共施設等総合管理計画などである。そのためには、庁内の横断的検討および推進体制が不可欠（本事業だけではないが）。	空き家対策、コンパクトなまちづくり等は、密接に関係していると認識している。担当課同士の情報共有の仕方等を見直しながら事業を推進する。	会議等により、関係各課での情報共有に努めます。（平成30年度～）

事業番号	担当課	基本事業の方針	個別事業名
3	生涯学習課	文化財の保全・活用	企画展開催事業

	1. 外部評価委員の意見	2. 委員の意見に対する町の考え方及びその理由	3. 今後の具体的な取組及び実施年度
1	入館者数が極めて高かった企画展を延長したり再度開催したりしてはどうか。	企画展のそのままの形での延長は、会場設営委託契約や年間の事業計画による施設の利用予定があるため難しいが、好評であった企画展は、内容に改良を加えて、再度開催することも検討する。	平成13年度に開催して好評であった於大の方に関する企画展を、最近の研究の成果を加え、町制施行70周年にあわせて開催する。 (平成30年度)
2	入館者数における東浦町民とそうでない割合はどうなっているのか、東浦町民にもっと来館してほしいのであれば目新しい企画展が効果的だろうし、そうでなく観光を目的としたより多くの方にもっと来館してほしいのであれば常設展の充実を図るべきではないだろうか。	企画展来場者に対するアンケート結果（平成28年度実施）から、町内からの来場者が66%、町外からの来場者が34%、年代別では、60歳以上の入館者数が多く、30歳代以下の来場が少なかった。今後の方針としては、年齢層に偏りのないように企画展の案を考えていきたい。東浦町民及び町外の方に、東浦のことをより知ってもらいたいため、企画展と常設展ともに重視し、企画展の内容については、いろいろなテーマで実施することにより、年齢層に偏りのないようカバーできると考える。	平成29年度も、東浦の産業・鉱物・くらしの道具・レコードなど、いろいろなテーマで幅広い年齢層の興味に対応できるよう企画展を実施した。引き続き、平成30年度以降も多様なテーマで実施する。
3	郷土資料館自体の認知度を上げる工夫が必要であると感じた。例えば、本施設比較し利用度の高い公的施設（中央図書館等）などと、連携した企画や広告も必要と感じた。連携することで、文化的なストーリーや、歴史や文化に対しての幅と深さがますますなるのではと考える。	認知度を上げるため、企画展の宣伝やふるさとガイド協会を通じた広報活動をより一層行う。図書館におけるテーマ展示と企画展との連動を検討していく。	企画展のチラシ・ポスターの配布による宣伝活動、ホームページや地域情報誌への掲載による宣伝活動、ふるさとガイド協会と連携した口コミ宣伝活動を実施している。平成30年度以降も継続して実施する。

事業番号	担当課	基本事業の方針	個別事業名
3	生涯学習課	文化財の保全・活用	企画展開催事業

	1. 外部評価委員の意見	2. 委員の意見に対する町の考え方及びその理由	3. 今後の具体的な取組及び実施年度
4	寄贈品が多く管理に困られているとのこと、また、スペースの有効活用に関しても勘案すべき点が少なくないとのことであるが、同じような物（寄贈品）に関してはバーチャル化（映像として残して処理していく）をしても良いのではないかと。それを博物館のホームページ上で公開していき（〇〇氏寄贈というようにクレジットして）、そこへのアクセスについても閲覧数を入場者と同様にカウントしていく仕組みを作っていく方法もある。	参考意見とする。	—
5	短期的には、常設展示に拘らず、保管＋企画展を中心に据えた運営を行い、学校や図書館で保管資料を活用してもらうような促す運営を組み立てるのも一案ではないか。長期的には、図書館など社会教育施設との統合によって、東浦町の情報センターとしての役割をもたせることに、大きな可能性があると思われる。	資料館では郷土の歴史の調査研究・資料の収集を行い、その成果を展示して多くの人に知ってもらうことを基本として活動している。他施設と連携して活動することは重要であるので、研究成果の発信や資料の活用について検討していきたい。	小学校3年生の授業の一環として学校に協力し、昔のくらしの学習では資料館にある古い道具（民具）の見学及び体験や、古代の塩作り体験学習として製塩土器の作製とそれを用いた塩作りを実施している。平成30年度以降も継続して実施する。

事業番号	担当課	基本事業の方針	個別事業名
4	都市整備課	公園の整備	プレーパーク運営事業

	1. 外部評価委員の意見	2. 委員の意見に対する町の考え方及びその理由	3. 今後の具体的な取組及び実施年度
1	話を聞いていると、事業スタッフが「～してあげる」というサービスを提供しすぎている印象を受けたため、本来の目的から外れているように思えた。	プレーリーダー(事業スタッフ)は、あくまで子どもの自主性の中でそっと寄り添って見守ることを重要と考えており、過度なサービスの提供とは認識していない。	—
2	町全体での取組みとして各地区の公園での開催を検討して欲しいが、そのためにも運営ノウハウのあるNPO法人と地域のシニアボランティアとの協働で、各地域での互助気運が醸成されるような、広がりある活動にして頂きたい。	地域主導で事業を拡大できるよう、事業の目的、方向性の整理や、組織間の連携を図るとともに、プレーリーダーの養成講座を通じて、「幼い頃から遊んでいる公園で自由に遊ぶことを知ってほしい」という気運を醸成し、事業開催場所の拡大に繋げていきたい。	引き続き事業を継続するとともに、PR活動、プレーリーダー育成の機会づくりを継続する。
3	多くの子どもたちが参加しており、事業としては一定の成果をあげている。これを今後どのように展開するかを考えていただきたい。自然環境学習の森で実施することも一案であろう。	地域主導で事業を拡大できるよう、事業の目的、方向性の整理や、組織間の連携を図るとともに、プレーリーダーの養成講座を通じて、「幼い頃から遊んでいる公園で自由に遊ぶことを知ってほしい」という気運を醸成し、事業開催場所の拡大に繋げていきたい。自然環境学習の森における事業の実施については、子ども自身でプレーパークに行くという観点で、住宅地からの距離、公共交通、管理者が常駐していない防犯面などの点から適地でない判断している。今後、事業を拡大していく中で単発的な事業の実施候補地とする可能性はある。	引き続き事業を継続するとともに、PR活動、プレーリーダー育成の機会づくりを継続する。
4	平成26年度から順調に参加者も増えており、新しい試みのため苦労もあったと思う。他の公園でもやってほしいという話があったが、地域に必要なものであると思うため持続可能な運営を行い、継続して実施してほしい。	事業の継続とともにプレーリーダー育成の機会づくり、PR活動などにより、地域主導で事業拡大できるよう今後の事業展開の中で検討していく。	引き続き事業を継続するとともに、PR活動、プレーリーダー育成の機会づくりを継続する。

事業番号	担当課	基本事業の方針	個別事業名
4	都市整備課	公園の整備	プレーパーク運営事業

	1. 外部評価委員の意見	2. 委員の意見に対する町の考え方及びその理由	3. 今後の具体的な取組及び実施年度
5	東浦町には緒川小学校のように子どもの自発性を育むオープンスクールもあるので、学校の取組と連携した取組にしていけると、子どもにとっても保護者にとっても良い。東浦町で生まれ育った方は、自分が受けた教育環境が良かったため、子どもにも受けさせたいと思って東浦に帰って来られる方が多い。プレーパークも、そうした子育て環境の大きな資源になると思う。東浦町の子育ての魅力として充実させてほしい。	児童課、学校教育課、都市整備課にて会議等による連携を図り、「子どもを地域でみまもり、育てるための支援」（総合戦略）に向けた事業を検討する。事業の目的、方向性の整理や、組織間の連携を図るとともに、プレーリーダーの育成、事業開催場所の拡大に繋げていきたい。	児童課、学校教育課、都市整備課で連携し、事業を検討する。（平成30年度）
6	継続・拡大のためにはプレーリーダーの育成が欠かせない。人材育成、運営ノウハウの学びなどの機会を作り、地域主導で運営し、行政が支援する形にできれば良いのではないかな。	地域主導で事業を拡大できるよう、事業の目的、方向性の整理や、組織間の連携を図るとともに、プレーリーダーの養成講座を通じて、「幼い頃から遊んでいる公園で自由に遊ぶことを知ってほしい」という気運を醸成し、事業開催場所の拡大に繋げていきたい。	引き続き事業を継続するとともに、PR活動、プレーリーダー育成の機会づくりを継続する。

事業番号	担当課	基本事業の方針	個別事業名
5	学校給食センター	安全安心な学校給食の提供	給食センター運営事業

	1. 外部評価委員の意見	2. 委員の意見に対する町の考え方及びその理由	3. 今後の具体的な取組及び実施年度
1	事業目的が多くあるため、どこに重きを置いているか分かりにくい。	事業の目的を整理し、次回の行政評価をよりわかりやすい表現に修正する。	次回の行政評価をよりわかりやすい表現に修正する。（平成30年度～）
2	地産地消率の向上については、愛知県産だけでなく、知多半島産での比率を高めるという観点から、他の知多半島の自治体と広域連携を行い地元産品の利用促進を進めてはどうか。	参考意見とする。	—
3	指標となっている残菜率は、加工や献立面での工夫で極力減らす努力をされているとのことだが、発生してしまった残菜は堆肥化や飼料化等での減量努力も必要ではないか。	知多ブロックの会議で他市町の事例を確認し、堆肥化や飼料化に係る費用対効果等を調査する。	愛知県学校給食センター連絡協議会知多ブロック会会議で確認する。（平成30年度）

事業番号	担当課	基本事業の方針	個別事業名
5	学校給食センター	安全安心な学校給食の提供	給食センター運営事業

	1. 外部評価委員の意見	2. 委員の意見に対する町の考え及びその理由	3. 今後の具体的な取組及び実施年度
4	給食事業の民間委託については、他の委員から「理念を実施するには直営が良い」といった意見や、安全性を考えて民間委託に反対という意見があった。私は、確かに慎重に考えるべきであると思うが、補充性の観点から、理念を推進できる根幹（安全性、献立、材料調達等の骨子）を要件として実施することとしておけば、事業自体は行政がかならずしも直営すべき事業というわけでもないように思っている。安全性については、民間委託で安全性が損なわれるなら、宅配弁当サービス事業や、民間の介護サービスも成立しないことになる。運用の仕方ではないのか。そう考えると、地産地消の産品等は、民間としての方がフレキシブルな契約がしやすく、地元で地産地消の第六次産業を展開できた事例もある。決してデメリットだけではないと思う。多くの自治体が給食事業を民営化して支出削減を図っており、そうした事例を検討すべきであろう。	先進自治体の事例等行政の関与の仕方を検討し、安全・安心な給食の提供や地産地消率の向上が図れる運用方法とする。	先進自治体の事例等を確認する。（平成30年度）
5	実際にそれを食す生徒が、どの様に地域で食材が生産されているかを見る機会があってもよいのではと思う。生産者への良い生産への意識の高まりにも影響をするのではと思う。	小中学校を含めた関係機関と会議を設け、食への感謝の気持ちを育むため、生産現場見学に向けた事業を検討する。	東浦町内で生産されている給食の食材があるか確認し、ある場合には現場見学を検討する。（平成30年度～）

事業番号	担当課	基本事業の方針	個別事業名
5	学校給食センター	安全安心な学校給食の提供	給食センター運営事業

	1. 外部評価委員の意見	2. 委員の意見に対する町の考え方及びその理由	3. 今後の具体的な取組及び実施年度
6	残菜率について、大変低い数字となっているが、これは他の自治体も同様なのかについて知りたい。	過去に調査をしたことが無い。今後、年1回程度周辺市町の残菜率について調査する。	愛知県学校給食センター連絡協議会知多ブロック会会議で確認する。（平成30年度）

事業番号	担当課	基本事業の方針	個別事業名
6	学校教育課	子どもの居場所づくり	アフタースクール運営事業

	1. 外部評価委員の意見	2. 委員の意見に対する町の考え方及びその理由	3. 今後の具体的な取組及び実施年度
1	学年ごとの参加率はどうなっているのか、低学年の参加率が低い、もしくは高学年の参加率が低いのであればそれぞれのニーズに合った内容を考えるべきではないだろうか。	高学年になると、委員会活動等が入ってくるため参加率が減る。子どもの居場所のひとつと考えている。	参加率の把握をし、講座等についてアンケートを行う。今後においても、さまざまな講座を考えていく。(平成30年度～)
2	他の小学校へ行くことは可能なのだろうか。そうすることで開設日が増え、より多くの児童が参加しやすくなるように思える。	曜日は異なるが、同じ講座を行うため、他の小学校への参加は考えていない。	—
3	今後の方向性について国のプランが出されているとのことだが、少子化による空き教室の活用や児童館の老朽化への対応、また親御さんの安心感の観点からも、通っている小学校を拠点とした児童クラブとの一体型での運営が望ましいのではないかと。 ただ、両者の活動の意味合いや運営方式が大きく異なっていることから、まずはモデル地区で試行し、具体的な課題抽出をして全町に展開するステップが良いと考える。	平成30年度に、片葩小学校の3年生から4年生の石浜児童クラブは、石浜児童館から片葩小学校へ移動する。片葩小学校ではアフタースクールを行っているため、児童クラブとアフタースクールの行き来をしてもらいながら、一体化の検証をしていく。一体型が可能な地区から順次行っていきたいと考えている。	平成30年度に片葩小学校で、石浜児童クラブ3・4年生を対象に行う予定。また、森岡小学校においても、森岡児童クラブ3・4年生を対象に連携して行っていく予定。
4	今後ボランティアの方の参加が容易でなくなることも考えられ、ボランティアの方々のモチベーション向上や、ボランティアの方が集まっていただけの契機づくりの検討をする必要があると考える。	今後も回覧等で呼びかけていく。	今後も地区の回覧板等で呼びかけていく。

事業番号	担当課	基本事業の方針	個別事業名
6	学校教育課	子どもの居場所づくり	アフタースクール運営事業

	1. 外部評価委員の意見	2. 委員の意見に対する町の考え方及びその理由	3. 今後の具体的な取組及び実施年度
5	児童館が、各校区に二つあってもいいので（「小学校と、もともとの児童館と」の意味）、モデルケースからはじめてもよいのではないか。	平成30年度に、片葩小学校の3年生から4年生については、片葩小学校へ移動する。片葩小学校ではアフタースクールを行っているため、児童クラブとアフタースクールの行き来をしてもらいながら、一体化の検証をする。一体型が可能な地区から順次行っていきたいと考えている。	平成30年度に片葩小学校で、石浜児童クラブ3・4年生を対象に行う予定。また、森岡小学校においても、森岡児童クラブ3・4年生を対象に連携して行っていく予定。
6	本事業自体については問題ないが、居場所とは本人がそう感じているかどうか重要であり、行政は居場所となり得る場所や機会を多様に用意し、子どもたちが選択できる状況をつくってあげられるかが、町としての子どもの居場所づくり事業であろう。その意味で、数値化できる現在の指標での結果に惑わされず、子どもたちの居場所が多様に用意されているかの視点を忘れないでほしい。	子どもの身近な場所に、居場所を用意する必要があると考えている。	今後も各小学校において、放課後の居場所づくり（アフタースクール）を行っていく。
7	アフタースクール事業が始まって10年近く経つが、児童クラブでもなく学習塾でもない立ち位置はどの程度認知されているのだろうか。	小学校4年生から6年生の全員に対し、毎年2月に募集を行っているため、認知されていると考えている。	今後も同様に（週2日）子どもの居場所づくりとして行っていく。
8	対象児童を比較的高学年にしている理由は何か。	地域交流及び体験の場を提供し、子どもの自主性・社会性・創造性をはぐくむことを目的としているため。	—
9	参加している児童のうち、いつもいる児童とたまにいる児童の違いは何か。	居場所として気に入ってきている子もいれば、講座を楽しみにしてきてくれる子もいます。子どもの自主性に任せている。	—
10	週2日の開催は適切という親の意見があったが、子どもたちの意見や、開催日以外の子どもの放課後の過ごし方が気になった。	アンケートからも、週2日程度が適当と考えられる。居場所として安心して参加するためには、曜日を固定することも必要と考える。	今後も同様に子どもの居場所づくり（週2日）を行っていく。

事業番号	担当課	基本事業の方針	個別事業名
7	協働推進課	多文化共生の推進	多文化共生事業

	1. 外部評価委員の意見	2. 委員の意見に対する町の考え方及びその理由	3. 今後の具体的な取組及び実施年度
1	多文化共生とはお互いの国のことを理解し合う意味にもかかわらず、話を聞いていると、どちらかという日本の文化・マナーを押し付けている印象を受けた。せっかく町内で国際交流が可能であるのだから有効に活用すべきではないだろうか。	現在、産業まつりや市民活動団体が行っているイベントに出展し、ブラジルやフィリピンなど各国の文化の紹介を通して交流の場を提供しています。 また、日本語教室は、日本語や日本文化を外国人に教えるだけでなく、日本人と外国人、外国人と外国人が互いの文化・マナーを含めて知り合う場でもあります。 今後も、日本語教室の開催やイベントへの出展等を実施し、日本人と外国人の交流の機会を創出します。	引き続き、日本語教室を任意団体に委託し、実施します。 また、多文化共生理解促進事業として、交流イベントの開催を委託する予定です。（平成30年度～）
2	町内には1,400名もの外国人が住んでいるにもかかわらず日本語教室の参加者が少ない。	地域日本語教室では、外国人住民に対し、日本語や日本文化などを教えています。日本語教室の参加者率は外国人住民の人数に対し18%ほどとなっているのが現状ですが、平成28年度は、前年度と比べて約1.6倍の参加者数となっています。今後も、日本語教室を必要とする方が必要な時に参加できるよう周知方法等を検討してまいります。	企業訪問時に企業担当者へ日本語教室のチラシを渡しています。引き続き企業等に対して、チラシ等による広報を行う他、町ホームページ等の広報媒体を利用して日本語教室の開催について周知してまいります。（平成30年度～）
3	紙媒体で伝えようとするのは日本の国民性であるように思えるため、国ごとに合った伝え方をすべきではないだろうか。	現在、多言語情報誌「かけはし」は、日本語、ポルトガル語、英語に対応しており、紙媒体の他、町ホームページにも掲載しています。 また、町ホームページは自動翻訳システムにより、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語への翻訳機能がありますが、多言語を使用される方にとって使用しづらい状況となっているため、やさしいにほんごの追加等も含めホームページの仕様に関して関係課と検討してまいります。	引き続き、多言語情報誌「かけはし」をWebページに掲載します。
4	今後、東浦町でも外国人居住者の構成等が変化してくることも考えられるが、その対応として相談員を単純に増加させていくのはあまり効率的でない。	参考意見とする。	—

事業番号	担当課	基本事業の方針	個別事業名
7	協働推進課	多文化共生の推進	多文化共生事業

	1. 外部評価委員の意見	2. 委員の意見に対する町の考え方及びその理由	3. 今後の具体的な取組及び実施年度
5	昨今の「情報通信技術（ICT）」の進展で、様々な言語に対応する翻訳ツールが利用出来る時代になっており、事務的な窓口での一次対応手段として活用を検討すべき。	窓口業務における翻訳ツールの実用性を鑑みつつ、他市町の事例も参考に検討します。	—
6	長期間居住している外国人の方々と、居住を開始した同国の居住者と交流の機会をもつことができないか。	参考意見とする。	—
7	外国人住民の住む地域は集中していることが多い。それを利用して、多文化共生の政策を行う上で外国人住民の多い地域の学校を拠点として活用してはどうか。言葉の問題の次の展開にも進めると、有意義な事業になるのではないか。	本町では、東浦中学校や石浜西小学校が実施する東中フェスティバルや多文化共生フェスタにおいて、外国籍をもつ小中学生もブース等を出展しており、児童生徒の保護者だけでなく、地域住民も観覧、参加することができます。児童生徒が国際的な視野を養うだけでなく、地域住民に対する多文化共生の促進啓発になっていると考えます。	—
8	大人の外国人住民が役場で手続きや相談などをするものの言語サポートなどはしっかりできており、この点は高く評価できる。また外国籍の子どもへのサポートも石浜西小、東浦中でしっかりできている。協働推進課と学校教育課がしっかり連携して、大人（親）と子ども双方への総合的なサポートを進めるとよい。日本人の住民が近くに住む外国人と交流し、その文化を学ぶ機会があれば、東浦町の魅力を高めることになると思うので、進めていきたい。	現在、産業まつりや市民活動団体が行っているイベントに出展し、ブラジルやフィリピンなど各国の文化の紹介を通して交流の場を提供しています。 また、日本語教室は、日本語や日本文化を外国人に教えるだけでなく、日本人と外国人、外国人と外国人が互いの文化・マナーを含めて知り合う場でもあります。 今後も、日本語教室の開催やイベントへの出展等を実施し、日本人と外国人の交流の機会を創出します。	引き続き、日本語教室を任意団体に委託し、実施します。 また、多文化共生理解促進事業として、交流イベントの開催を委託する予定です。（平成30年度～）

事業番号	担当課	基本事業の方針	個別事業名
8	環境課	里山の保全	自然環境学習の森運営事業

	1. 外部評価委員の意見	2. 委員の意見に対する町の考え方及びその理由	3. 今後の具体的な取組及び実施年度
1	放置された竹の処分に困っているのであれば、竹の伐採本数を減らしてみてもはどうだろうか。	竹は毎年、このエリアでも推定で1ヘクタールあたり5,000から6,000本ほど生えてきます。竹をそのままにしておくと、太陽の光をさえぎってしまうため、林床に植物が育ちません。竹林内の生物多様性を保全するため、竹林伐採計画を定め1ha当たり8,000本の竹林を目標に、毎年2,500本(町:2,000本、活動団体:500本)の竹を伐採しています。なお、伐採した竹の処分については、できるだけ放置しないよう樹木粉碎機や竹の炭化により処分を進めていきます。	樹木粉碎機を活用した伐採竹の処理を推進するため、樹木粉碎機が利用できる区域を拡大することを目的に、作業道の整備を愛知県と協議して進めています。(平成29年度～)
2	自然環境の保全や育成に関心を持つ市民団体や企業は少なくなく、そのような団体の活力を活かしながら、当該自然環境付近に居住する住民の関心の向上や参画を促す方策を考えてほしい。	今年度、愛知県を通じて知多半島生態系ネットワーク協議会に所属している企業や市民団体に対し、東浦自然環境学習の森で保全活動を実施してもらうように声掛けを依頼しました。また、町広報紙やホームページにて保全活動団体の募集を行いました。	企業が行うCSR活動の場として、東浦自然環境学習の森で保全活動を実施してもらうよう、ホームページ等で周知を行っていきます。(平成29年度～)
3	保安林の指定範囲が多いが、法令上その利用(保全)の仕方にはかなり規制があるはずであり、規制等をクリアできているのか(水田等もあり)には疑問がある。(保安林制度は古い仕組みで諸々現代的な問題を含んでおり、また、保全も利活用もしづらいという指摘もあるため、いっそ解除申請をしても良いのではないかと思われる。)	治山事業にて東浦自然環境学習の森を整備する際に、施設内のほぼ全域を保安林に指定しました。保安林の指定解除の要件は、大変厳しく現状出来ません。保安林内では、保全活動や利活用を実施しにくい状況ではありますが、愛知県との意見交換や必要に応じて保安林内作業許可申請を行うなど、計画的に保全活動を進めていきます。なお、水田やため池については、保安林指定されていない区域となります。	保安林を管理する愛知県へ、東浦自然環境学習の森基本計画を手渡し、保安林として指定されている区域の保全計画や活動方針について共有しています。今後新規事業や新たな活動を実施するときは、県担当者との意見交換を行い、法律に抵触しないよう注意しながら保全活動を進めていきます。

事業番号	担当課	基本事業の方針	個別事業名
8	環境課	里山の保全	自然環境学習の森運営事業

	1. 外部評価委員の意見	2. 委員の意見に対する町の考え及びその理由	3. 今後の具体的な取組及び実施年度
4	東浦町自然環境学習の森管理事業（シルバー人材センターに委託）が比較的安価に抑えられているが、十分なメンテナンスが出来ているのかには疑問がある。広い公園でもあり、その管理には費用も工数も要すると思われるので、抑えるだけではなく適切な費用を支出してほしい。	東浦自然環境学習の森管理業務は、東浦自然環境学習の森が常に良好な状態で利用でき、かつ里地里山環境の保全及び維持管理するために実施しています。しかし、現状では、最低限の維持管理はできているが、基本計画で定めた保全の目標を達成するには足りない部分があります。現地調査や活動団体との意見交換により管理状況の把握を行い、状況に応じて管理内容の見直しを行って行きます。	平成29年度東浦自然環境学習の森管理事業が適切に管理ができていたのかを現地調査や活動団体との意見交換等を実施し、現状把握を行います。その結果に応じて管理内容の見直しを行うなど、管理委託費用が適切であるか検討を行います。（平成30年度～）
5	里山里地はテーマパークではない。よって、この事業での成果を他のかつての里地里山の保全や再生にどう展開していけるかが大変重要な課題である。この自然環境学習の森運営事業で得た自然環境保全とその運営方法に関する知見を町内の他の里地里山に対してどのように展開し、生態系としてのネットワークを再生するかを検討してほしい。それが、この事業がモデル事業として行われた意義でもある。	東浦自然環境学習の森を里地里山として保全・再生するために基本計画を策定し、保全活動を行っていますが、現状では保全活動自体が軌道に乗っているとは言えず、基本計画の達成まではまだまだ時間がかかります。まずは、東浦自然環境学習の森を東浦町の里地里山環境の拠点として保全・再生活動を進め、基本計画の達成を目指して行きます。	東浦自然環境学習の森は、知多半島生態系ネットワーク協議会の活動のモデル地区に指定されているため、町内の他の里地里山との生態系ネットワークの形成や広域的な生態系ネットワークの再生については、協議会と協力して進めて行きます。（平成30年度～）
6	これまでは保全・育成活動が中心であったが、まさに学習のための活用方法をより積極的に検討し、実施して欲しい。町内小中学校の環境学習のフィールドとして活用するだけでなく、近隣市町村の自然環境学習活動を受け入れることも一案であろう。	町内小中学校へ里地里山や生物多様性、保全活動等を学ぶことができる「東浦自然環境学習の森ガイドブック」を配布し、現地で行う環境学習の受け入れを行っています。また、東浦の自然に親しむ観察会では、年間11回のうち3回東浦自然環境学習の森を会場として自然観察会を開催しています。さらに、他市町が行う講座の会場として利用された実績があるなど、町内だけでなく町外からも環境学習活動等のフィールドとして活用されるようになってきています。	—

事業番号	担当課	基本事業の方針	個別事業名
8	環境課	里山の保全	自然環境学習の森運営事業

	1. 外部評価委員の意見	2. 委員の意見に対する町の考え方及びその理由	3. 今後の具体的な取組及び実施年度
7	自然環境学習の森は幼児教育、学校教育、子どもの居場所、高齢者の健康づくりなど、他課の施策のフィールドとして活用できるので、課をまたいだ連携で利用者の増加をはかってほしい。また「森のようちえん」を行うと東浦町の魅力を大いに増すことになり良いと思う。	東浦自然環境学習の森は、公園ではなく自然環境がそのまま残っている場所であるため、利用方法によっては危険を伴う場合があります。蜂や蛇などの危険な生物も生息しているなど、自然環境に対する知識を有している団体等でなければ小さな子どもが安全に利用することは困難であると考えます。また、施設としても整備が進んでいないため、受け入れ態勢もできていない状況です。まずは、基本計画の達成や環境学習活動の拠点として活用できるように保全活動を進めていきます。	—